Jークレジット制度プロジェクト計画書(プログラム型排出削減プロジェクト用)

プロジェクトの名称:

北海道内のマンションにおけるヒートポンプエアコンの導入による プログラム型排出削減事業

プロジェクト

北海道東急ビルマネジメント株式会社

実施者名

妥当性確認申請日2014 年1月20日プロジェクト登録申請日2014 年2月26日

1 プログラム型運営・管理者及び削減活動の実施者の情報

1.1 プログラム型運営・管理者

プログラム型運営・管理者名	(フリガナ) ホッカイト゛ウトウキュウビルマネシ゛メントカブ゛シキカ゛イシャ
プログノの生産者・自任行石	北海道東急ビルマネジメント株式会社
分 市	札幌市中央区宮の森2条1丁目7番2号
住所	宮の森KLビル

1.2 削減活動の実施者

実施者名	(フリガナ) アイムエコツープロジェクト
关	I'm ECO2 プロジェクト

1.3 J-クレジット保有者

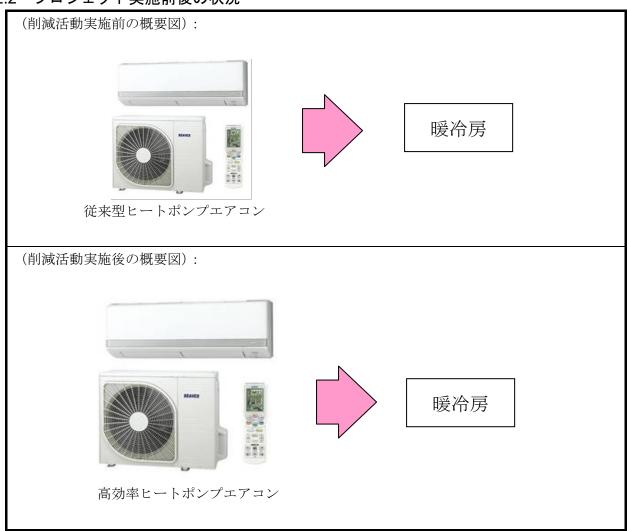
保有者名	(フリガナ) コウエキサ゛イタ゛ンホウシ゛ン ホッカイト゛ウカンキョウサ゛イタ゛ン
	公益財団法人 北海道環境財団
住所	札幌市中央区北4条西4丁目1 伊藤・加藤ビル4F

2 プログラム型プロジェクトの概要

2.1 プロジェクトの目的及び概要

プロジェクト名	北海道内のマンションにおけるヒートポンプエアコンの導入によるプログラム型排出削減事業
目的	本プログラム型排出削減事業は、北海道内の分譲マンションにおいて、 一般的に想定される従来型ヒートポンプエアコンではなく、高効率の ヒートポンプエアコンを導入する事で CO2 の排出を削減する。
概要(削減方法)	北海道内の分譲マンションにおいて一般的な機器として想定される 従来型のヒートポンプエアコンに変わり、高効率ヒートポンプエアコ ンを新設することで省エネルギー・省 CO2 を図る。なお、一般的な機 器である従来型ヒートポンプエアコンの効率はトップランナー基準で ある 490%を採用している。
対象とする地域	日本国内(北海道 札幌市内)
クレジット収益の配分/ 活用計画	取得したクレジットは売却し環境活動を行っている団体へ寄付する。 もしくはクレジットをオフセットに利用する。
低炭素社会実行計画への参加の有無	□低炭素社会実行計画に参加する削減活動の実施者による削減活動を含む ■低炭素社会実行計画に参加する削減活動の実施者による削減活動を含まない (低炭素社会実行計画への参加状況の確認方法) 本会の会員は一般個人世帯住宅であり、低炭素社会実行計画には参加していない。
	連営・管理者
	削減事業の実施 (空調設備の新設) (空調設備の新設) 随時参加が可能 北海道東急ビルマネジメント株式会社が管理するマンション

2.2 プロジェクト実施前後の状況



3 プログラム型プロジェクトの運営・管理

3.1 運営・管理方法

北海道東急ビルマネジメント株式会社が運営・管理者となり、本削減事業の運営やバンドリングに参加する削減活動実施者の管理を行う。北海道東急ビルマネジメント株式会社は排出削減事業者である「I'm ECO2プロジェクト」と密接な連携を図ることで、本排出削減事業を適切に運営・管理できる以下の体制を備えている。

<事業実施に係る体制>

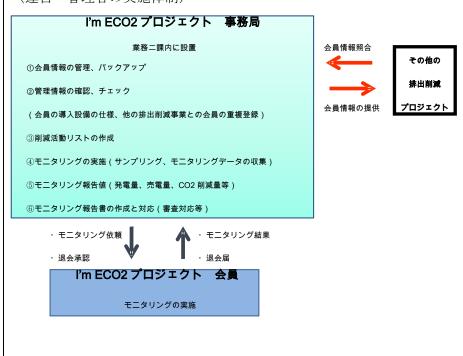
本プログラム型排出削減事業を実施するにあたって、「I'm ECO2 プロジェクト」の運営業務全般を執行する事務局を設置する。本事務局は削減事業の運営や削減活動実施者の管理全般を行う。

(体制図)

統括責任者:事業推進部長
事務管理者:業務二課長
【社内事務局】
・計測データの整理および保管
・会員データの整理および保管
・会員の窓口業務二課係員

運営·管理体制

(運営・管理者の実施体制)



F							
	(会員との	接触及び情報	連絡体制)		1		
		①折衝段階	②入会	③モニタリング	④削減実績報告	⑤事業終了 (2021.3 頃)	
	小宏祥	マンション売買契約	マンション引渡し	入居後データー	削減実績の確認	I'm ECO2	
	お客様	時にプロジェクトの概	時に入会	自動計測開始	と報告	プロジェクト	
		要聴取及び承認				退会	
	+,	マンション売買契約 時にプロジェクトの概			削減実績の確認		
	売主	要説明及び承認			C TIVE		
	I'm ECO2	新規会員の受託準	入会受付	自動計測したデータ	削減実績の集計	退会事務作業	
	プロジェクト 事務局	備		を定期的に回収	とクレジット化		
	3.133.13				管理組合へ毎年度ごとに実績報告		
				•			
	クレジット	の利用方法に	ついて運営	さ・管理者であ	る北海道東流	急ビルマネ	
			,	入会規約へ記	,	申込書の受	
	付によって、	、当該入会規	約に同意し	た事を確認す	る。		
	なお、マン	ション購入時	の契約に「I	'm ECO2 プロ	ジェクト」	への入会規	
削減活動の実施者との	約及び入会・	への同意が含	まれており	、マンション	購入=入会	規約へ同意	
合意の方法/内容	したとみなっ	す事が可能で	ある。				
	なお、国内	クレジット制	度からの継	続会員に対し	ては、J-ク	レジット制	
	度への更新	に関する情報	を、マンシ	ョン管理組合	理事会の議	題として連	
	絡しており	、全ての会員	へ議事録配	付によって伝	達、合意され	れる手続き	
	を備えている。						
	<削減活動実施者の基本情報>						
	削減活動実	削減活動実施者に関する基本情報は、マンションの引渡し時に収集する					
	ものとする。	。北海道東急	ビルマネジ	メント株式会	社は、マン	ション建設	
	時の導入機器情報(メーカー機器カタログ、投資金額等)および住所や						
	電話番号など削減活動実施者との連絡に必要な情報を受領する。						
	・提出を受けた資料については、前述した事務局が電子データについて						
	管理を行う。						
削減活動の実施者から	・クレジットのダブルカウント防止および導入機器の取り外しや変更が						
の情報収集・管理方法	・クレンットのタフルカリント的正ねよい導入機器の取り外しや変更か ないかを確認するため、実績確認時に、各住戸に設置されている機器と						
	導入時の機器が同一であるか確認を行うものとする。もし、同一である						
	導入時の機器が同一であるが確認を行うものとする。もし、同一である 事が確認できない場合は本事業のバウンダリーから除外する。						
	サール・作用の く	C ない 一切 口 は	冲事未 ())		· ひめ/ドソ の。		
	<電力使用量	量等の情報>					
	• 各削減活!	動実施者の電	力使用量等	については、	マンション	にあらかじ	
	め設置されて	め設置されているデータロガーにより連続計測を行うものとする。これ					
	により、各戸毎に対象機器の電力使用量を把握する事が可能である。実						

績報告時は収集したデータを用いて行う。・収集するデータは事務局が電子データで管理を行うものとする。

3.2 対象とする削減活動が満たすべき要件に適合していることの確認方法

日本国内で実施されること	削減活動を行うマンションが日本国内に建築されることを確認する。
平成 25 年 4 月 1 日以 降に実施されたもので あること	削減活動を行うマンションの竣工日が平成 25 年 4 月 1 日以降であることにより確認する。 ただし、平成 24 年度中に削減活動を開始していて、国内クレジット制度における事業承認及びオフセット・クレジット (J-VER) 制度におけるプロジェクト登録のいずれも受けていない削減活動実施者については、実施要綱 4.4 項「プロジェクト開始時期の特例」に基づき、平成 25
	年度中に限り、入会及び削減活動実施を認める。
追加性を有すること	設備投資額および想定される電力使用量から投資回収年数を算定し、投資回収年数が3年以上であることを確認する。投資回収年数が3年未満となる削減活動実施者については、本事業の対象外とする。
本制度で承認された方 法論に基づいて実施さ れること	マンション建設時に、ヒートポンプエアコンのカタログおよび工事完了 に関する資料により確認する。
削減活動の二重登録が ないこと	マンション購入時の重要事項説明書により、二重登録の防止も含め確認し、署名をいただくことで確認している。 (J-クレジット制度の他のプロジェクト) 削減活動実施者名、住所等によって確認する。 (他の類似制度) 事務局は個々の削減活動を特定できる情報(機器製造番号)を管理し、他の排出削減事業の運営・管理者などに確認を求められた際には速やかに事業の照会を行うことができる体制を整える。
年間排出削減量が 500	エアコンの仕様とベースライン機器の仕様、および想定される電力使用
トン以下であること	量から年間削減量が 500tCO2/年を超えない事を確認する。
全ての削減活動に適用 される方法論が共通で あること	マンション建設時に、ヒートポンプエアコンのカタログおよび工事完了に関する資料により確認する。

4 方法論

4.1 適用方法論

適用する方法論	方法論番号 <u>EN-S-004</u> ver. 1.0			
	方法論名称 空調設備の導入			
更新プロジェクト/	□更新プロジェクトのみを対象とする			
新設プロジェクト	■新設プロジェクトのみを対象とする			
	□更新プロジェクトと新設プロジェクトの双方を対象とする			
各削減活動への更新/新	_			
設プロジェクトの適用の				
考え方				

4.2 各削減活動の方法論の適用条件への適合

条件1	導入するヒートポンプエアコンが標準的な空調設備よりも高効率である事を確認
	する。なお、それぞれの機器効率はメーカーカタログ値およびトップランナー基準
	を用いる。
条件2	空調設備で生産した暖気・冷気は、機器を設置した家庭内の暖冷房に用いることを
	確認する。

5 排出削減計画

5.1 プログラム型プロジェクトの全体計画

認証予定期間				2021年3月3				
	2013 年度	(国内クレジッ	ト制度から	1 の引継会員:137	59 件 '件、新規	(累計 29 6 日入会会員:18	,	
	2014 年度		0件 (累計 296件)					
	2015 年度				0 件	(累計 290	6件)	
削減活動数	2016 年度				0 件	(累計 290	6件)	
	2017 年度				0 件	(累計 290	6件)	
	2018年度				0件	(累計 290	6件)	
	2019 年度				0件	(累計 290	6件)	
	2020 年度				0件	(累計 290	6件)	
	年度	ベースライン の総量	/排出量	プロジェクト 排出量の総量	実施後	排出削減量	量の総量	
	2013 年度	415. 6	t-C02	321. 3	t-C02	94	t-C02	
	2014 年度	965. 1	t-C02	738. 6	t-C02	226	t-C02	
	2015 年度	965. 1	t-C02	738. 6	t-C02	226	t-C02	
排出削減計画	2016年度	965. 1	t-C02	738.6	t-C02	226	t-C02	
	2017年度	965. 1	t-C02	738. 6	t-C02	226	t-C02	
	2018年度	965. 1	t-C02	738.6	t-C02	226	t-C02	
	2019 年度	965. 1	t-C02	738. 6	t-C02	226	t-C02	
	2020 年度	965. 1	t-C02	738. 6	t-C02	226	t-C02	
	合計	7, 171. 3	t-C02	5, 491. 5	t-C02	1,676	t-C02	

6 モニタリング・算定方法

6.1 モニタリング・算定を実施する排出活動

モニタリング・算定を	■全削減活動においてモニタリング・算定を実施する排出活動を統一する。
実施する排出活動の	□その他()
確認方法	
上記確認方法の妥当	エアコンは全て電気で稼働するため、全住戸電力量をモニタリングする。
性に関する説明	また、新設案件である事から冷媒の漏洩量を付随的な排出活動とする

6.2 モニタリング・算定方法

	ベースライン排出量					
主要/付随的 排出活動 温室効果ガス 影響度 モニタリンク				モニタリング・算定の実施		
主要	空調機器の利用	CO2	_	■排出量の算定を行う		
付随的	_	_	_	□排出量の算定を行う		
				□排出量の算定を省略する		

	プロジェクト実施後排出量					
主要/付随的 排出活動 温室効果ガス 影響度 モニタリング・算定の実施						
主要	空調機器の利用	CO2	_	■排出量の算定を行う		
付随的	冷媒の漏洩	R410A	10.0%	■排出量の算定を行う		
				□影響度により排出量を評価する		

6.3 サンプリングの活用

サンプリングの利用	□サンプリングを利用する■サンプリングを利用しない
サンプリング計画	

7 データ管理

7.1 モニタリング体制

データ管理責任者	北海道東急ビルマネジメント株式会社	事務局	管理担当
モニタリング担当者	北海道東急ビルマネジメント株式会社	事務局	管理担当補佐

7.2 モニタリングデータの収集・記録・保管

各削減活動におけるモニタリン	各住戸に設置されている電力量計により自動的にデータを収集す
グデータの取得方法	る。
各削減活動のモニタリングデー	各住戸に設置されている電力量計により自動的にデータを収集す
タの収集方法	る。
モニタリングデータの記録・保管	収集したデータは事務局にて電子データで管理・保管する。
方法	
データ保存期間	認証対象期間終了後 2 年間

8 特記事項

8.1 排出量の削減に影響を与える可能性のあるリスクの特定について

排出量の削減に影響を与える可能性のあるリスクがあるか
■有 □無
項目 概要
・外気温度の変動により使用電力量が増減することで排出削減量
も増減する。
・各住戸の生活スタイルの変化により使用電力量が変化し、排出
削減量も増減する。

8.2 ダブルカウントの防止措置について

類似	類似制度へプロジェクトを登録しているか。					
	登録している					
	_(類似制度名:	_				
	類似制度での認証予定期間:)				
	登録していない					

8.3 法令等の義務の有無について

プロジェクトの実施は、法令等の義務履行によるものではないか。

- 法令等の義務履行によるものではない。
- □ 法令等の義務履行によるものである。